

「労務費の基準」に関する 今後の検討の進め方について

令和6年10月

不動産・建設経済局

目 次

- 法改正について
 - ・概要
 - ・労働者の処遇改善

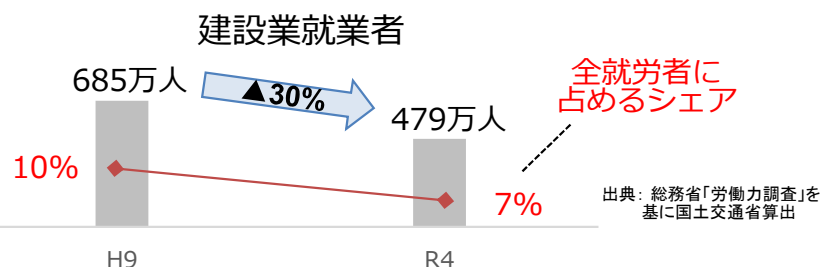
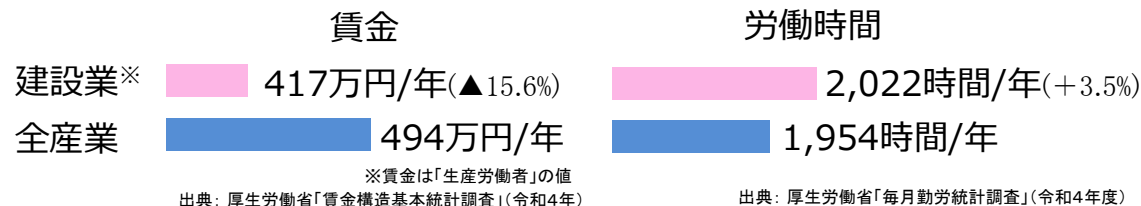
- 「労務費の基準」に関する検討について
 - ・中央建設業審議会ワーキンググループでの検討
 - ・各職種別の検討

建設業法等の改正の背景と方向性

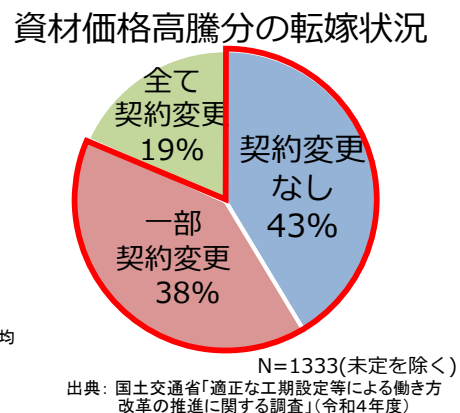
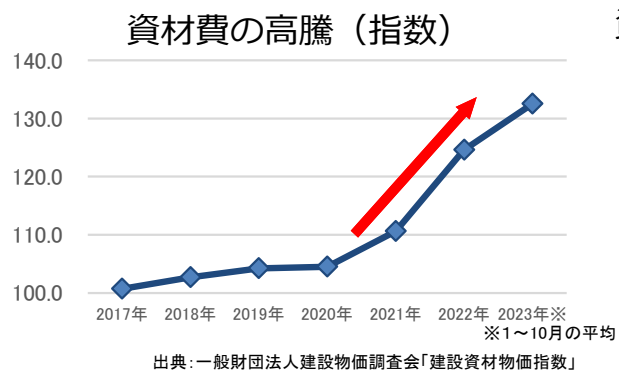
背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

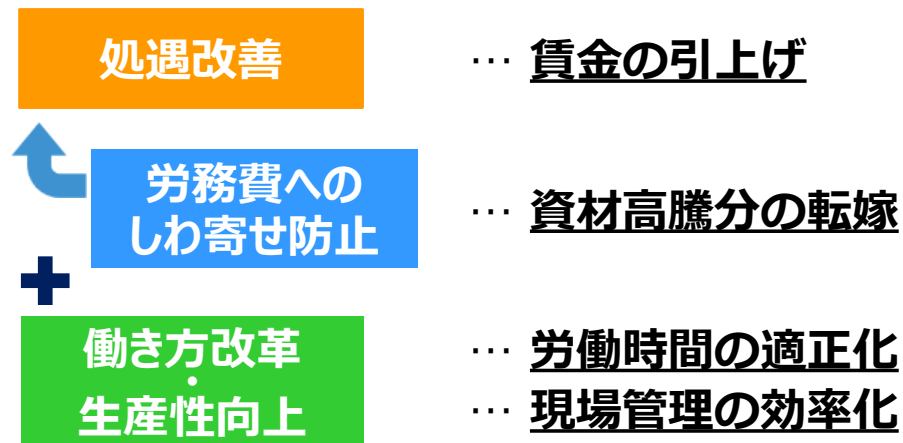


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

| | | | | | | |
|------|---------|-----------|----------|---------|-------------------|--------------------|
| 建設業* | 417万円/年 | 2,022時間/年 | (▲15.6%) | (+3.5%) | [H9] 685万人(10.4%) | ⇒ [R4] 479万人(7.1%) |
| 全産業 | 494万円/年 | 1,954時間/年 | | | | |

*賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

| | |
|-------------|----------|
| 処遇改善 | 賃金の引上げ |
| 労務費へのしわ寄せ防止 | 資材高騰分の転嫁 |
| 働き方改革 | 労働時間の適正化 |
| 生産性向上 | 現場管理の効率化 |

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告**

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡ 国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

- 契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務***

*公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上**

・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

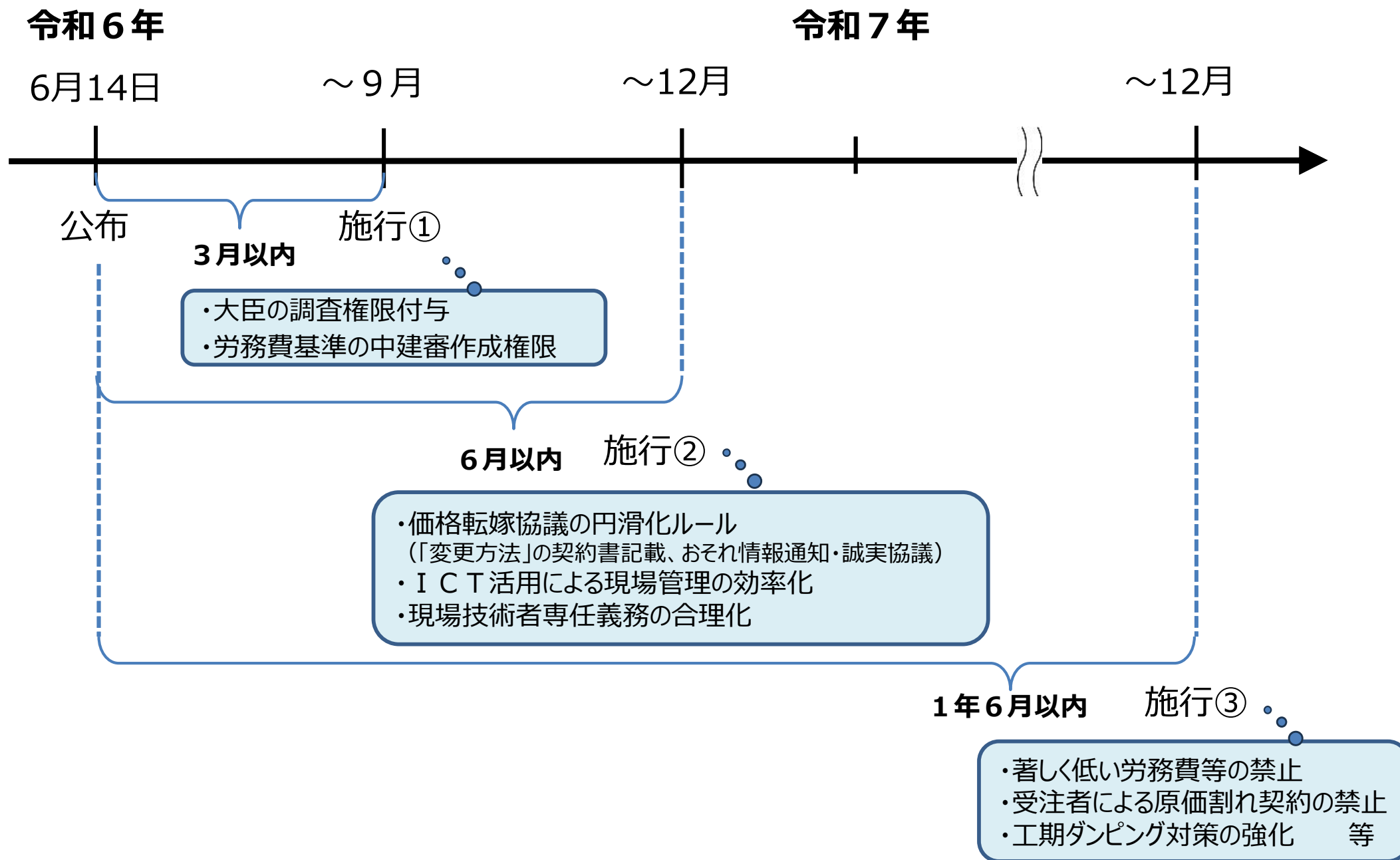
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示





※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済（測量法改正のみ2年以内に施行）

目 次

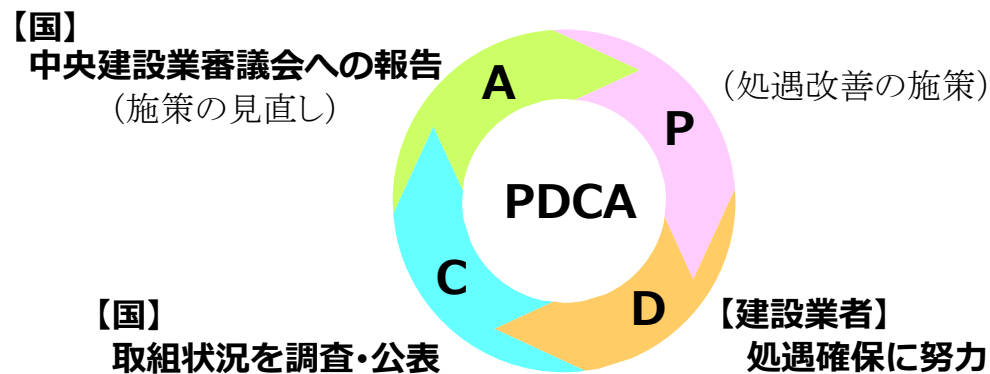
- 法改正について
 - ・概要
 - ・労働者の処遇改善

- 「労務費の基準」に関する検討について
 - ・中央建設業審議会ワーキンググループでの検討
 - ・各職種別の検討

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

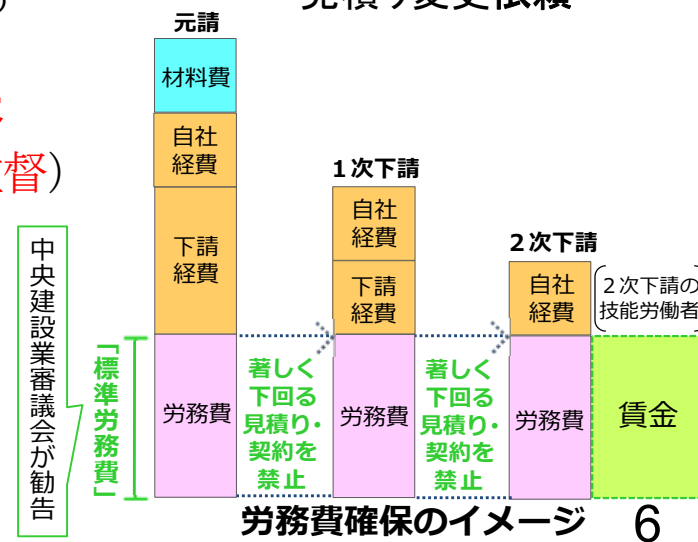
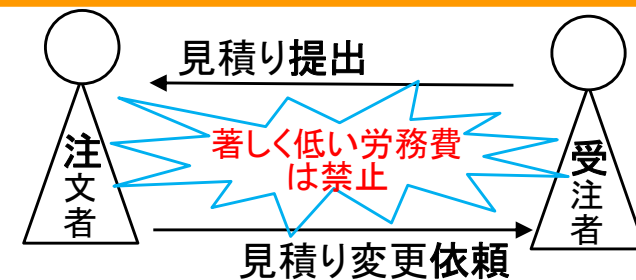


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

処遇
改善

労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)
第二十五条の二十七 (略)

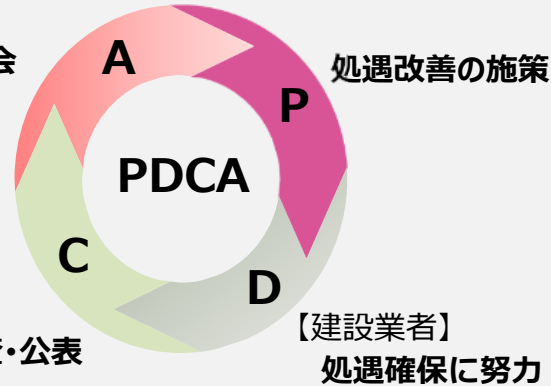
2 **建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。**

国による取組状況の調査等

建設Gメン(※)の調査等

- ◆ 建設Gメンの現地調査や書面調査を通じ、**労務費の見積り実態や価格交渉の実情**など、請負契約の**実態を把握**
- ◆ 不適当な取引行為に対しては**改善指導を行い、取引の適正化**を図るとともに、必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施。

【国】
中央建設業審議会
への報告
(施策の見直し)



【国】
取組状況を調査・公表

【建設業者】
処遇確保に努力

※「建設Gメン」は、建設工事の請負契約の締結状況をはじめ、改正法第40条の4に規定する事項の調査を行う。
本省・地方整備局等の職員により構成 (R6時点：135名)

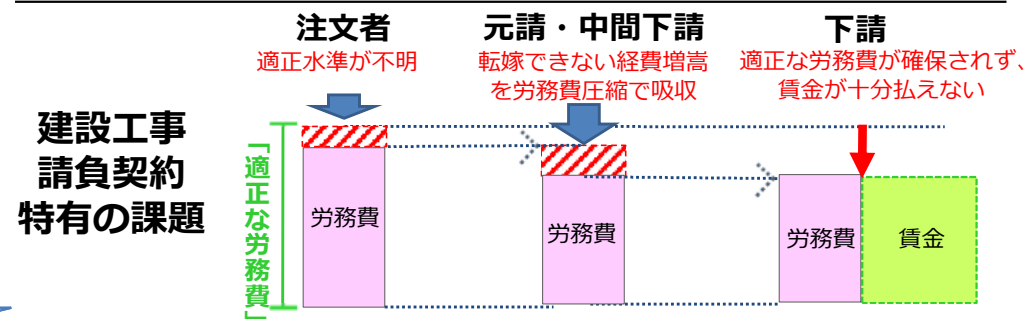
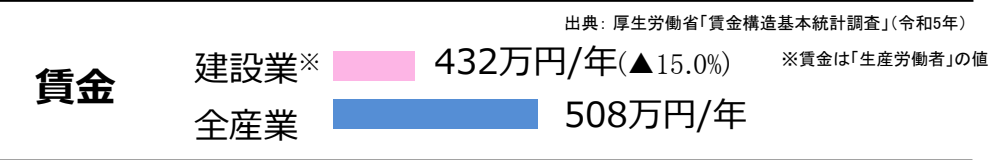
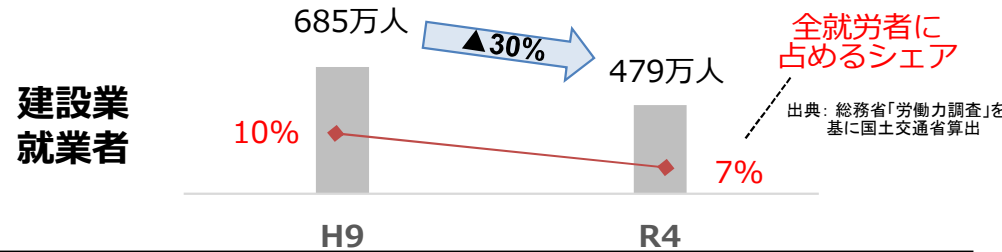
**中央建設業審議会
への報告**

- ◆ **国(建設Gメン)**は、建設業者の**取組状況を調査・公表**、中建審に**報告**
- ◆ 制度的に対応すべきものについては、**中建審で改善策を講じ、施策のスパイラルアップ**を図る。

適正な労務費(賃金原資)の確保・行き渡りに係る新たなルールを導入

技能労働者の処遇を巡る建設業界の状況

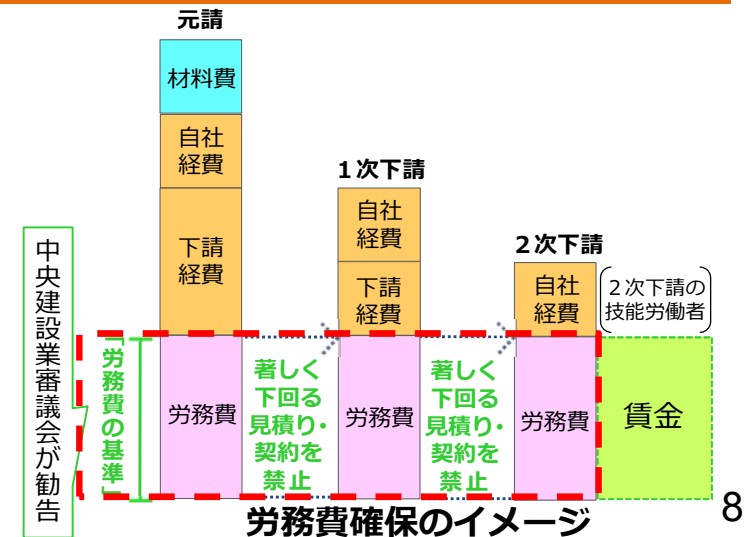
- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、**担い手の確保が困難**。
- 中長期的に担い手を確保するため、労働行政が担保する最低賃金に留まらない、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要**。
- 一方、建設工事の請負契約において、**労務費(賃金の原資)**は、相場が分かりづらい、**材料費よりも削減が容易**、技能者の処遇を考慮せず**安価に請け負う業者が競争上有利等**の性質により、過度な重層下請構造の下、**技能者を雇用する下請業者まで適切に確保されていない**。
- 担い手の確保により建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するため、建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に行き渡らせるための新たなルールが必要**。



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- **労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化** (建設業法25条の27)。
- **適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを図る**。
- このため、中央建設業審議会が「**適正な労務費の基準**」を作成 (建設業法34条) し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止 (同法20条) し、違反した業者は**指導・監督** (同法28条)、**発注者は勧告・公表** (同法20条) の対象とする。

✓ 「建設Gメン」による個々の請負契約の实地調査・改善指導、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施等により、改正法の実効性を確保。



改正後の建設業法(労務費の基準関係)

労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

- 2 **建設業者は**、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の**労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。**
- 3 (略)
- 4 国土交通大臣は、前三項の規定による取組に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 **中央建設業審議会は**、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び**労務費に関する基準**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準**を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**
- 3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

- 20 第二十条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として**国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の**内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した**建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は**、当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならない。**
- 3 (略)
- 4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努める**ものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。
- 5 (略)
- 6 建設工事の**注文者は**、第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)**に対し**、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**
- 7 前項の規定に**違反した発注者が**、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)**を締結した場合**において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。
- 8 (略)

「著しく低い」労務費等の判断基準について

- 「著しく低い労務費」をどのように判断するのか？



- 「著しく低い」か否かは、「労務費の基準」を基準に判断。
- 一方、「著しく低い」の水準を「マイナス10%」等の具体的数値により対外的に明示することには課題。
(実際に取引される労務費が下限値(基準マイナス〇%)に張り付くおそれ)



- 業法違反が疑われる悪質なケースなどの「警告事例集」(※)の作成・周知を検討。

※業法上違反となるおそれがある行為、または、違反となる行為事例について実際の違反事例を含め、分かりやすく記載したガイドラインを想定

- 取引の現場に混乱を生じさせないよう柔軟に運用

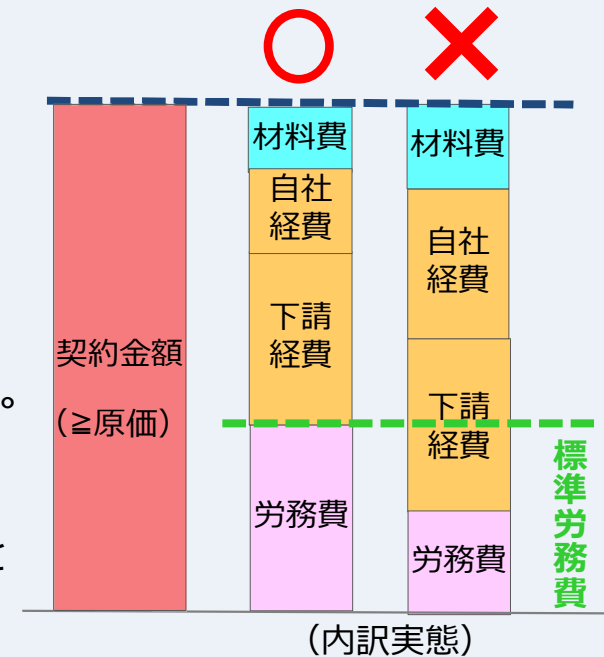
労務費確保に向けた見積り及び契約に関する措置

- 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積り・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、**実質的には適正な労務費が確保されない**のと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「総価」での原価割れを禁止することとした。

- 一方、総価での原価割れだけを禁止しても、労務費が適正水準で見積り・契約されていないければ、**適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難**。

⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「プロセス」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り
～契約

労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**

+

契約
段階

不当に低い請負代金の禁止

総価での原価割れ契約を受注者にも**禁止**



技能者への賃金の確実な行き渡り

まとめ:「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

注文者

受注者

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 <R6改正>

◆正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

<「著しく低い労務費等」とした場合・・・>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**
- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

<「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**／注文者である建設業者に対しては**公取委から措置**
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

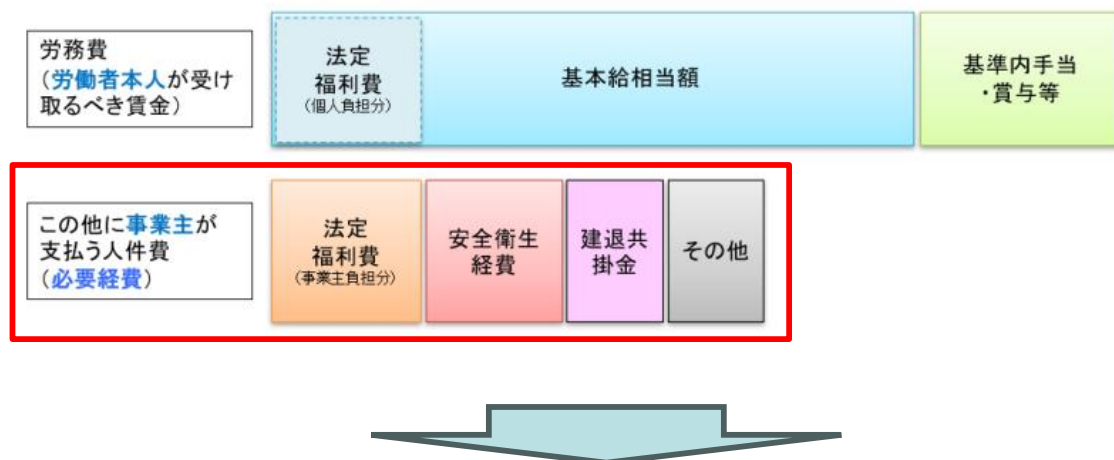
下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて

- ✓ 技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓ 第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費**に加え、**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。

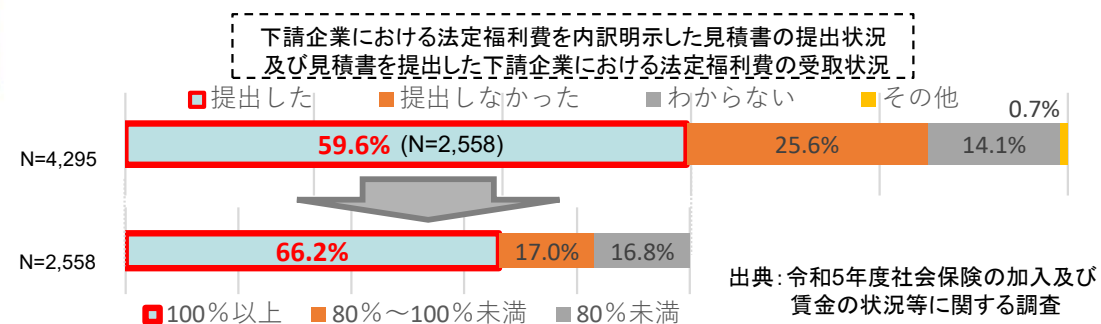
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な**労務費・必要経費の内訳**を記載した見積書の作成が**努力義務化**
- 併せて、著しく低い**労務費や必要経費**による見積り・見積り変更依頼を**禁止**

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は**59.6%**。そのうち**66.2%**は内訳明示した額を受け取り。



- **労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。**
- **法の施行に向け、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。**

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

| 〇〇工 | 歩掛 | 単価 | 労務費 |
|--------------------------|-----|-----------|----------|
| 職長 (CCUSレベル3・4相当) | ○人工 | 〇〇,〇〇〇円/人 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| 一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当) | ○人工 | 〇〇,〇〇〇円/人 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| 総額 | | | B円 |

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

(国土交通省作成)

法定福利費を内訳明示した見積書について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

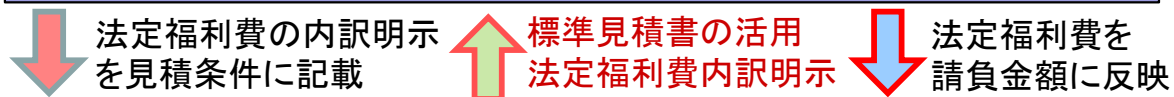
[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

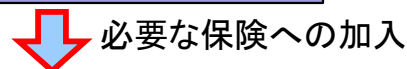
$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



下請企業



技能労働者

標準見積書： 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPにも掲載)
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

| 御見積書(例) | | | | |
|---------------------------|--------------|----|-------|-------------------|
| ◇◇◇株式会社 股 | | | | |
| | | | | 住所 × × 〇〇 株式会社 |
| 見積金額 | L | | | (消費税込) |
| (内訳) | | | | |
| 項目 | 数量 | 歩掛 | 単価 | 金額 |
| 〇〇〇工事 | 材料費 | | | A |
| | 労務費 | | | B |
| | 経費(法定福利費を除く) | | | C |
| | 小計 | | | D=A+B+C |
| 法定福利費 | | | | |
| 法定福利費事業主負担額 | 対象金額 | 料率 | 金額 | |
| 雇用保険料 | B | p | E=B×p | |
| 健康保険料 | B | q | F=B×q | |
| 介護保険料 | B | r | G=B×r | |
| 厚生年金保険料 (子ども・子育て拠出金含む) | B | s | H=B×s | |
| 合計 | B | t | I=B×t | |
| 小計 | | | | J=D+I |
| 消費税等 | | | | K=J×8% |
| 合計 | | | | L=J+K |

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の確認表】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

| 整理区分 | 対策項目 | 対策の実施分担 | | 費用負担 | | | |
|--|----------------------------------|-------------------|--------|------|----|--|--|
| | | 注文者 | 下請 | 注文者 | 下請 | | |
| 安全衛生体制 | 工事現場管理 | | | | | | |
| | リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施 | | | | | | |
| | 労働者の危険又は健康障害を防止する等のための措置 | 固定式足場の組立と解体 | | | | | |
| | | 固定式足場以外の作業床の組立と解体 | | | | | |
| | | 作業構台・吊り構台の組立と解体 | | | | | |
| | | 昇降設備の設置と撤去 | | | | | |
| | | 土留め支保工の組立と解体 | | | | | |
| | | 保護具の着用 | | | | | |
| | | 墜落等による危険の防止 | 手摺、幅木等 | | | | |
| | | | 開口部養生 | | | | |
| 落下防護ネット・小幡ネット | | | | | | | |
| ロープ高所作業における危険の防止 | | | | | | | |
| 飛来崩壊災害による危険の防止 | | | | | | | |
| 機械並びに有害物 | 揚重用吊具 | | | | | | |
| | 警報設備 | | | | | | |
| | 避難用設備 | | | | | | |
| | 火災防止 | | | | | | |
| | 危険物の対処(立入禁止措置) | | | | | | |
| | 調査の実施(埋設物調査・試掘等) | | | | | | |
| | 安全点検の実施 | | | | | | |
| | 機械等の危険防止 | | | | | | |
| | 監視連絡等に要する対策 | | | | | | |
| | 倉庫、材料保管等 | | | | | | |
| 健康の保持増進の形成のための措置・快適な職場生活支援施設(トイレ、洗面所等) | 作業環境の測定 | | | | | | |
| | 測定機器の用意 | | | | | | |
| | 測定環境の設定 | | | | | | |
| | 作業環境の構築 | 換気設備 | | | | | |
| | | 空調設備、空気清浄設備 | | | | | |
| | | 照明器具 | | | | | |
| | | 電気設備 | | | | | |
| | | 給排水設備 | | | | | |
| | | 休憩室、仮眠設備 | | | | | |
| | 熱中症対策 | | | | | | |
| 応急処置・緊急時対応 | | | | | | | |
| その他の疾病・衛生対策 | | | | | | | |
| その他 | 安全意識、注意喚起 | | | | | | |
| | 交通規制に要する対策 | | | | | | |
| | 公衆災害に要する対策(仮囲い等) | | | | | | |
| 追加項目(当該工事で確認が必要な項目) | | 注文者 | 下請 | 注文者 | 下請 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていただくためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

御 見 積 書 (案)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名 _____

工 期 令和 年 月 日
令和 年 月 日

〇〇左官工業株式会社

〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
TEL 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇

担当者 _____

| 名 称 | 備 考 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 左官工事 | 別紙内訳書のとおり | | | | | |
| 材料費 | | 1 | 式 | | 〇〇〇 | |
| 労務費 | | 1 | 式 | | 〇〇〇 | |
| 一般管理費 | | 1 | 式 | | 〇〇〇 | |
| 安全衛生経費 | | 1 | 式 | | 〇〇〇 | 安全衛生経費 内訳書より |
| 法定福利費 | | 1 | 式 | | 〇〇〇 | |
| 合 計 | | | | | 〇〇〇 | |

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ① 個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ② 個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③ 店で支出する安全衛生経費

目 次

- 法改正について
 - ・概要
 - ・労働者の処遇改善

- 「労務費の基準」に関する検討について
 - ・中央建設業審議会ワーキンググループでの検討
 - ・各職種別の検討

- 第三次担い手三法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員公共事業統括部長）

恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）

大森 有理（弁護士）

座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）

楠 茂樹（上智大学法学部教授）

佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長
兼 人事・総務労務室長）

西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）

長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）

堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）

前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）

荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）

岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）

白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）

土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

（発注者側）

太田 清（三菱地所(株)執行役員経営企画部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）

小沼 豊（松戸市建設部長）

小林 秀行（東京都財務局技術管理担当部長）

丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）

渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社住宅経営部次長）

※50音順・敬称略・

令和6年9月10日現在

主な論点

○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 入札時・契約時における実効性の確保
- ・ 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保
- ・ 行政（Gメン）による検証

○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和6年9月10日 第1回WG開催

- ① 労務費の基準に関する経緯
- ② 主要な論点に対する考え方
・ 「基本方針」について重点的に議論、合意
- ③ 今後の検討の進め方について 等

10月下旬頃 第2回WG開催

11月以降、職種ごとに随時、基準素案の作成に向けて意見交換

12月頃 第3回WG開催

（以降、意見交換のフィードバックを踏まえ、2～3ヶ月に1回程度開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告²⁰

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】①

(1) 「労務費の基準」の目的

- **適正な水準の労務費**（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能労働者の賃金として行き渡ること**を目指す。
- 具体的には、
 - ・**契約当事者間での価格交渉時に参照**できる、「適正な工事实施のために計上されるべき労務費」の**相場観として機能**させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、**行政が指導監督する際の参考指標**としても活用することを目的として、基準を作成する。

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の**活用方法を分かりやすく示す**とともに、**契約時において、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく**。
また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、**業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただく**こととする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する**労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて、**労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する**処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施**や、場合によっては、改正建設業法に基づく**指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着**を図ることとする。
 - ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③ これらのルールの行政による検証、など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 労務費の基準は、技能者の賃上げにつながるよう、**公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡る水準で設定**することとする。

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】②

(3) 「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、**中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成**することとする。
具体的には、**技能者の職種ごと**に、現在の契約でも用いられている**単位施工量当たりの金額（1 t、1 m²作業あたりいくら）として設定**することを基本とし、工種や規格の違いなどによる**細分化は最小限**にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした**適切な労務費・賃金水準の確保を前提**としつつ、**生産性（単位時間あたり施工量（1日あたり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残す**こととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加える**アジャイル型の考え方に則って検討・実装を進める**こととする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、**職種別に、順次検討を進める**こととする。

2. 「労務費の基準」の**実効性確保**について

(1) 入札時・契約時における実効性の確保

- 2-1. 契約の際に、「労務費の基準」が「相場観」として機能するためにはどうすべきか。
 - ・見積・契約の方法をどのように変えるべきか(材工分離による見積や契約をどう推進すべきか)。
 - ・見積・契約時に「労務費の基準」をどう取扱うべきかについて、当事者の理解を得るためにはどうすればいいか。
 - ・「労務費の基準」により、逆に労務費の引下げに繋がらないようにするためにどうすべきか。(基準を上回る額の見積をどう扱うか)
- 2-2. 公共工事の入札において、「労務費の基準」の実効性をどう確保するか。
- 2-3. 労務費に加えて法定福利費(事業者負担分)も確保されるようにするためにどうすべきか。
 - ・「労務費の基準」と法定福利費の事業者負担分との関係性をどう整理すべきか

(2) 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保

- 2-4. 注文者が支払った労務費が専門工事業者まで行き渡ることや、行き渡った労務費に基づく適切な賃金支払いを担保するためにどうすべきか。

(3) 行政による検証

- 2-5. 実効性を確保するためにどのように検証を行うことが有効的か。
 - ・発注者が規制的手法を行使されるのはどのような場合か。特に個人の注文住宅発注者等に対して配慮は不要か。



これらの論点については、今後、中建審ワーキンググループで議論予定

3. 「労務費の基準」の作成について

(1) 「労務費の基準」の計算方法

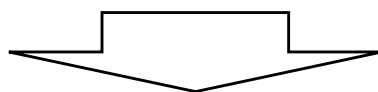
3-1. 「公共工事設計労務単価×歩掛」によることを議論の出発点としていいか。

(2) 「労務費の基準」の作成単位

3-2. 地域差や工種・規格の違いを、どのように考慮して作成するか。

(3) 「労務費の基準」の改定

3-3. どの程度の頻度で、また、どのような計算方法で改定するか。また、短期的・局所的な労務費の上下落にどう対応するか。



これらの論点については、今後、中建審ワーキンググループで議論予定

※前ページと本ページに記載した論点について、これまでに寄せられた意見等は、第1回WG資料（下記の資料4-3）に掲載。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/tochi_fudousan_kensetsugyo13_sg_000001_00034.html

目 次

- 法改正について
 - ・概要
 - ・労働者の処遇改善

- 「労務費の基準」に関する検討について
 - ・中央建設業審議会ワーキンググループでの検討
 - ・各職種別の検討

労務費の基準に関する検討体制の全体イメージ

- 「労務費の基準」の作成に加え、その実効性を確保するためにも、本ワーキンググループにおける検討と並行して、多様な関係主体が連携して検討を進めていく。

中央建設業審議会
役割：労務費の基準の作成・勧告

**事務局
における検討**

**建設業界(特に専門工事業団体)
における検討**

労務費の基準に関するワーキンググループ
構成：有識者、発注者、受注者
役割：・職種横断的な主要論点の議論
・労務費の基準案の作成
※個別の専門工事業団体も、当該団体に関連する審議の際にはオブザーバーとして参加

- 国交省（建設業所管部局及び関係部局）において、労務費の基準の作成、活用・運用に向けた全体像について検討を実施

※必要に応じ自治体・有識者からの意見を聴取

- 建設業界（特に**個別専門工事業団体**）において、労務費の基準の実効性確保のために必要な取組と、その実施方針について検討を実施

職種別の意見交換（国交省と業界団体）

- **国交省と建設業団体**において、検討の準備が整った職種から、**労務費の基準の素案の作成・実効性確保のため、職種別の意見交換を実施**

契約時における
実効性確保、
行渡り確認

公共工事発注
に係る固有の論点

建設Gメン
による検証

等

労務費の基準に
基づく見積りの推進

労務費の基準の
細分化の程度の調整

中小事業者等への
フォロー体制の整備

等

各業界団体と検討を進めていきたいこと

職種別の意見交換（国交省と業界団体）

【進め方】

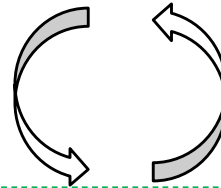
- 「鉄筋に係る意見交換」、「型枠に係る意見交換」というように、職種ごとに意見交換を実施（非公開）。
- 全職種について同時に意見交換を開始するのではなく、検討の準備が整った職種から順次実施。
※まずは、11月に、検討の準備が整った職種を対象に意見交換を開始予定。その後、対象職種を順次拡大。

【メンバー】

- 当該職種に係る専門工事業団体 ○元請団体 ○国交省（委託先事業者含む） 等
※当該職種について複数の専門工事業団体がある場合には、複数団体同席の上で意見交換を行うことを想定。

【意見交換の内容（想定）】

- 当該職種の「労務費の基準（素案）」の作成
 - ・中建審ワーキンググループでの議論を踏まえて、「どのような単位（1 t 当たり、1 m³ 当たり等）で算出するか」、「どの程度細分化して作成するか（土木と建築の違いをどのように扱うか等）」等の論点について議論しながら、当該職種の「労務費の基準（素案）」を作成。（国交省が案を提示予定）
- 労務費の基準の実効性確保に関する当該職種固有の論点についての議論



各業界団体における検討（業界団体内）

【業界団体内で検討を進めていただきたい事項】

- 当該職種の「労務費の基準（素案）」の作成に向けた業界団体内での検討
 - ・職種別の意見交換（上記）に向けて「どの程度細分化して作成するか」等の論点や職種固有の課題の有無などについて、業界団体内で検討。
- 労務費の基準の実効性確保のために必要な取組・実施方針についての検討
 - ・中建審ワーキンググループの議論を踏まえて、「労務費の基準に基づく見積りをどのように推進するか」、「団体に加盟する中小事業者等が労務費の基準を活用できるようにするためにどのようにフォローするか」等の方策について、業界団体内で検討。



お問い合わせ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

hqt-roumuteam2@gxb.mlit.go.jp